

令和 6 年度
土地改良施設突発事故復旧事業
森田送水路復旧その他工事（その 1）

特 別 仕 様 書
（当 初）

関東農政局
利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

令和6年度 土地改良施設突発事故復旧事業 森田送水路復旧その他工事（その1）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、芳賀台地地区突発事故復旧事業計画に基づき、法面復旧を行うものである。

2. 工事場所

栃木県那須烏山市森田地内ほか

3. 工事概要

本工事は、森田送水路の法面復旧を行うもので、その概要は次のとおりである。

森田送水路復旧

法面復旧工 A=526.0 m²

仮設工 一式

原形復旧工 一式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

本工事は標準的な設計図書等による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 工事期間中の休業日としては、雨天、休日等13日／月を見込んでいる。
(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。)

2. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）とする。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時までを想定している。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和6年10月9日から令和7年2月21日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和6年10月8日まで)

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

5. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、軟岩及び粘性土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 現場進入路

現場進入路として使用する道路は図面に示すとおりであり、使用にあたっては、周辺農家の農道として使用していることから、農耕車を優先とし、同道路に駐停車は行わないこと。

また、工事实施中に周辺農地等への影響を考え良好な状態を維持するため管理を行うこととする。

(3) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員の 有無
現場入り口部、現場進入路、通行障害箇所	3名／日	1編成	昼間	無

(4) 防塵対策等

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

また、現場進入路の防塵対策については、工事实施期間中においては散水を1日2回28日間実施することを想定している。

なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

第5章 仮設

1. 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

2. 工事用道路等

受注者は、図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の維持管理は、受注者において適切に行わなければならない。

なお、工事用道路の山砂部分については別工事にて造成済である。

3. 法面工事施工用足場盛土

法面工事を実施するにあたり、施工用足場盛土を施工するものとする。

盛土材については、借地内に仮置きしている土砂を使用するものとするが、詳細については監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面（図面番号7「耕地復旧図」）に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

3. 建設発生土受入地

（1）建設発生土受入地は那須烏山市森田地内を想定しており、運搬距離、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
未定	那須烏山森田地内 運搬距離1.5km以内	300m ³	放土

（2）建設発生土の搬出先の詳細は監督職員と打合せにより決定し、その後に搬出を開始するものとする。

第7章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的
無筋 コンクリート	18	5	40	65 以下	BB	コンクリート舗装
無筋 コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	均しコンクリート
鉄筋 コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	現場吹付法枠工

(2) グラウト

鉄筋挿入工のグラウトに使用する注入材はセメントミルクとし、その物性値は次のとおりとする。
なお、受注者は施工に先立ち試験練りを行い、圧縮強度・空気量・比重を計測し、監督職員の承諾を得るものとする。

1 m ³ 当たりの所要材料	
セメント (kg)	水 (W/C)
1, 230	0. 5～0. 55

設計配合基準
圧縮強度 (N/mm ²)
24

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
土木安定シート	カタログ、試験成績書
ロックボルト	カタログ
法枠	カタログ
鉄筋	カタログ
ひし形金網	ミルシート
レディーミクストコンクリート	配合報告書、試験成績書
コンクリート二次製品	カタログ
粒度調整砕石	試験成績書

3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等	備考
敷鉄板	22×1,524×6,096	栃木県下野市	仮設道路

第8章 施工

1. 一般事項

(1) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考
法面工	ロックボルト定着長	削孔終了後		定着長 L=2, 000mm

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分
土木安定シート	緑化技術工業（株）	栃木県宇都宮市 上横倉町 819-1	8:30～ 16:30	
建設廃棄物 (根、枝及び砕石混入土)	未定	片道距離概ね 25km		

3. 特定建設資材等の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品、配管、配線の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4. 土工

(1)掘削及び床掘り

- 掘削土等は、盛土に流用するもののほか全て、建設発生土受入地等へ搬出しなければならない。

なお、建設発生土受入地の特定が遅れた場合は場内仮置きとするものとする。

- 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2)埋戻し及び盛り土

- 埋戻しは、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
- 埋戻し土に不足が生じた場合は購入土とする。

(3)地盤改良土等入替

別工事において実施した地盤改良土及び坑口付近の盛土については、木の根及び枝、碎石等が混入していることから、産業廃棄物扱いとし、掘削し搬出するものとし、搬出した部分については購入土にて埋戻しを行うものとする。

5. 基礎工

(1)碎石基礎工

- 碎石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

6. 法面保護工

(1)一般事項

- 材料は、雨、露、湿気等を防げる場所で保管するとともに、不純物が混入したものは使用してはならない。
- 法面周辺部の樹木等、施工に支障のないものは、むやみに伐採、破壊等をしてはならない。
- 法面のゴミ、浮根、浮石及び浮土等、施工に支障のあるものを除去するとともに、著しい凹凸がある箇所は施工に支障のない程度に整形を行うものとする。また、表流水、湧水のあるところについては、監督職員と協議するものとする。
- 吹付作業については、強風時、強雨時または施工直後にその可能性のある場合は施工してはならない。
- 吹付法枠工の施工範囲および形状は図面に示すとおりであるが、法面端部、屈曲部、標準図によらない部分の法枠形状については監督職員と協議するものとする。

(2) 吹付法枠工及び鉄筋挿入工

1) 材料および配合

- ①ひし形金網（線径 2.0mm、網目 50mm×50mm）、主アンカー（D16mm、L=750mm、342 本）および補助アンカー（D10mm、L=400mm、573 本）、ロックボルト（D19mm、L=2000mm、156 本）を使用し、法面に馴染みよく張らなければならない。
- ②法枠吹付の配合は第 7 章 1.（1）によるが、現場試験等によりこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- ③吹付コンクリートの強度は材令 28 日で 18N/mm² 以上とする。

2) 枠内吹付

枠内コンクリート吹付工の配合は、上記法枠吹付と同一配合とする。

3) 鉄筋挿入工（ロックボルト工）

- ①ロックボルトは、所定の深さに挿入しなければならない。
- ②ロックボルトの定着材料はセメントミルクとし、配合については監督職員に承諾を得るものとする。

7. 耕地復旧工

工事施工上必要な用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

なお、復旧範囲については復旧図のとおりとするが、詳細は監督職員と協議するものとする。

(1) 基盤整地

基盤面の整地を行うものとする。

(2) 耕地復旧

基盤面整地後トラクタにより耕起を行わなければならない。

8. 工事用進入路復旧（舗装工）

工事用進入路については、破損状況を確認のうえ施工範囲を監督職員と協議し、表層工を施工する。

(1) アスファルト舗設工

- 1)表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK3）126 リットル/100m² 以上を均一に散布し既設表層との密着をはからなければならない。
- 2)表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

9. 復旧工

(1) 板柵水路復旧工

現況に存在していた板柵水路について復旧を行う。

なお、構造及び延長については図面のとおりとするが、詳細については監督職員と協議するものとする。

10. 管理用道路工

(1) 路盤工

路盤については粒度調整碎石を使用して施工しなければならない。

(2) 舗装工

1) コンクリート舗設工

- ①コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレータ等で十分締固めた後、養生しなければならない。
なお、舗装表面はほうき目仕上げとする。
- ②コンクリート舗設に当たっては、延長 9m に 1 箇所の割合で目地を設けるものとする。

11. 用地境界杭の復元

令和 5 年度に実施した用地測量において作成した「用地実測図」を元に用地境界の復元を行うものとするが、詳細については監督職員と協議し実施するものとする。

第9章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、共通仕様書第1編 1－1－10 に規定する、1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者でなければならない。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」及び共通仕様書によるものとする。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

(1) 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 出来形管理

直接測定及び撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

撮影記録

工 種		撮影基準	撮影箇所
鉄筋挿入工 (中込注入工)	材料、 品質等充填材	施工前の使用材料の保管 状況、施工前の使用材料の 確認状況、試験用材料の現 場採取確認状況、試験実施 状況	50 本／箇所
	事前処理工	削孔状況、障害物の除去状 況	施工箇所毎に、施工前、 施工後を撮影する。
	充填工	充填材注入作業状況、注入 状況	施工箇所毎に、施工中 適宜撮影する。
		充填確認状況	スパン毎に、施工中適 宜撮影する。

4. 品質管理

品質管理項目は以下のとおりとする。

ただし、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	試験方法	規格値 (参考)	試験 (測定) 基準
鉄筋挿入工 (中込材注入工)	一軸圧縮強度	JIS A1216	28日圧縮強度値が 1.0N/mm ² 以上	2回/日
	生比重	JIS A 313	設計値 ±0.1 (g/ml)	2回/日
	フロー値	JIS A 313	設計値 ±20mm	2回/日
	空気量	JIS A 313	設計値 ±5%	2回/日
	中込注入量		削孔箇所から吹き出した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認する	充填スパン毎
	中込材注入圧力 管理		設定値以下	施工中の記録 の提出

5. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１） 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２） 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３） 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４） 写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)

のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費 用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第10章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第 30 条によるものとする。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- （１） 不可抗力によるもの
- （２） 法・基準の改正に係るもの
- （３） 建設発生土受入地の条件等に変更が生じた場合
- （４） 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量及び条件について変更が生じた場合
- （５） 板柵水路復旧の構造及び延長に変更が生じた場合
- （６） 原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合及び条件が著しく異なった場合
- （７） 工事資材搬入路において道路補修の必要性が生じた場合
- （８） 産業廃棄物処理の追加及び条件の変更が生じた場合
- （９） 建設発生土の処理の必要が生じた場合
- （１０） 特殊養生の必要が生じた場合
- （１１） 歩掛調査の必要が生じた場合
- （１２） 関係機関または第三者との協議により変更が生じた場合
- （１３） その他精査により変更が生じた場合
- （１４） 社会情勢等により資材の製作が遅延した場合
- （１５） その他本仕様書に定めのないもの

第12章 設計変更等

請負者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、別途協議の上、設計変更時に計上する。

第13章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみ

が残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、4 契約後 VE 提案（2）の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書工事関係書類様式（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書工事関係書類様式（様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場代理人・受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工事着手後）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を

開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式（施）工事関係種類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

7. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

8. 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。
 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
 なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

現場閉所率	4週8休以上 28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評価実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け 14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	補正係数
	4週8休以上
鉄筋工	1.02
法面工	1.01
吹付砕工	1.01

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。
- 監督職員用
- | |
|--|
| 【働き方改革】
□月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
□若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 |
|--|
- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。
- 監督職員用
- | |
|---|
| □休日の確保を行った。
□その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 |
|---|
- 事業（務）所長用
- | |
|--|
| □工程管理に係る積極的な取組が見られた。
□その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 |
|--|
- 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。
- 事業（務）所長
- | |
|---|
| □その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 |
|---|
- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - ア 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
 - イ 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - ウ 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期
- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なおWBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率(\%)} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。